

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

“小さくてもキラリと光る”村づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

長野県・長野県東筑摩郡筑北村

3. 地域再生計画の区域

長野県東筑摩郡筑北村の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 筑北村の現状

筑北村は、平成 17 年 10 月 11 日に長野県東筑摩郡内の本城村・坂北村・坂井村が合併し誕生したが、合併しても 6,000 人程度の人口規模で、合併後もなお「村」は県内でも始めてである。筑北村は、長野県のほぼ中央に位置し、総面積は 99.5K㎡で県下では 49 番目の面積規模となる。東西に約 14.5Km 南北に約 12.0Km 周囲約 69Km あり、四阿屋山をはじめ、岩殿山、冠着山などの山々に囲まれ東条川、別所川、安坂川、麻績川などが形成した河岸段丘や緩やかな傾斜地に集落が散在している。

合併協議の経過として、当初同じ地域内の麻績村を含めた 4 村で合併協議を開始したが、麻績村が離脱したことにより交通網も麻績村内の国道 403 号線を経由して村内の行き来をすることとなった。また、村内の日当たりの良い所は農地に、条件の悪い所や沢沿いに幹線道路のほとんどが位置していることから、地域交通網整備が課題となっている。

合併に伴い平成 17 年に策定した筑北村過疎地域自立支援計画は「外に開かれ、中で支えあう、新しい連携と住みよいむらづくりをめざして」を基本的な考え方として位置付けており、また、筑北村建設計画においても、「観光・交流と農業を中心に独創性ある産業が育つむらづくり」が基本的な方針として位置付けられている。このような計画の趣旨を達成するためにも、村外と村内を結ぶ交通、村内での各拠点をつなぐ交通の整備やネットワーク化は重要な課題である。

また、これまでも旧村においては、温泉宿泊施設・体験農園や体験加工施設・森林内に整備されたバンガローなどを設置運営し、これを活用しながら地域の振興に努めてきたが、新村となった今、この点在する観光資源を一体的に活かすためのアクセス道路の整備が求められている。

特に四阿屋山は山頂に旧村境があり、合併以前から共通の財産（水の神様）とし

ての位置づけがされてきた。そんな小さな村のシンボルである「四阿屋山」を観光拠点として整備し、併せて豊かな自然と農林業等の地場産業とも連携しながら都市との交流を推進し、「小さくてもキラリと光る」村づくりに努める。

(2) 地域再生計画の目標

林道路網を整備し、村内の各地域のネットワーク化を促進することにより、森林資源を活用した林業の活性化を図るとともに、歴史的・文化的資源及び森林資源を活用した観光の活性化、村民交流の活性化を図る。

ア 林業の活性化

本村の林野面積は 8,235ha で林野率 82.76%と高いが、そのほとんどが戦後の拡大造林による 7~11 齢級の林層の人工林であり、間伐を中心とした森林整備を適期に実施することが求められているものの、林業後継者の減少と高齢化による森林施業が困難な状況下であり、近年森林は放置されているに等しい状況である。このため林道路網を整備することにより林業従事者が、円滑に森林施業を適期に実施することが可能となる。なお、筑北村森林整備計画では計画期間内（平成 18 年度～27 年度）に行う間伐目標面積を 990ha としている。

イ 観光の活性化

村の名勝でもある四阿屋山（標高：1,387m）などにまつわるイベントなどは、水の神様として崇められ、農業にも深く関わりがあり地域振興の祭りとして、住民に支えられそれぞれの地域に定着しているが、高齢化に伴い、このような文化の伝承も後継者不足などにより難しい状況となっている。そのため、林道を整備することにより、誰もが安心して四阿屋山に通行できるようになり、村の伝統行事の活性化が図られる。

各集落から四阿屋山へのルートとしては、村道等を経て林道四阿屋山線が開設されているが、全線開通までには十数年の歳月が要しており、当初開設した箇所では法面崩落などによる多額の維持費が生じているため改良の必要がある。

さらに、林道四阿屋山線を舗装整備することにより、サイクリングロードとして活用が図られ、アルプスを望めながら心ゆくまで自然を楽しめる等、森林資源を活用した観光も期待できる。

また、林道舗装については、森林施業の現場への移動時間が短縮できるため、森林整備の促進も図られる。

ウ 村民交流の活性化

地域村民の移動手段のほとんどが車であることから、国・県道を経由して通勤する者が多く、また、長野自動車道 麻績インターチェンジの開設と国県道の整備が

進むにつれ交通量も増え高速交通網が整備されるなかで、幹線道路の整備は急務となっている。

特に坂井地区においては長野自動車道 麻績インターチェンジの開設と県道大町麻績インター千曲線 坂上トンネル開通により急激に村道の交通量も増加するなど、地域住民からも早急な道路改良の要望も高いため、来訪者や地域住民が安全で円滑に走行できる道路整備を進める。

また、幹線道路を整備することにより、村内に点在している観光農園や温泉施設、寺院等の観光施設間の移動時間が短縮され、各観光施設の利用拡大が図られる。

(目標 1) 森林施業 (特に間伐) の 20%増

(目標 2) 市街地から観光拠点である四阿屋山までの時間短縮 (30 分→20 分)

(目標 3) 村の主要施設間の時間短縮 (25 分→20 分) 及びゆとりを持った走行

(目標 4) 観光施設間の時間短縮 (20 分→16 分)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

今後村内の道路網整備を行うにあたり、筑北村建設計画並びに筑北村過疎地域自立支援計画等を基本に一体的整備を進める。

観光面では、豊富な自然と魅力的なリゾート空間、農林業等の地場産業とも連携しながら、新たな体験型・滞在型観光、交流拠点を創出するため、旧 3 村にある温泉宿泊施設の有効利用も一段と強め、特色ある観光・交流イベントを開催するとともに、IT を活用し都市等へ広く PR し観光誘客を図る。

また、重要なインフラである村道改良及び林道整備等により、点在する観光拠点とのアクセスや農林産物の特産品などの物流を改善し地域観光資源のネットワーク化に努める。

(5-2) 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示す図面による。

- ・一級村道 別所線 : 昭和 57 年 3 月 27 日 村道認定
- ・二級村道 古司線 : 昭和 51 年 3 月 30 日 村道認定
- ・二級村道 東山線 : 昭和 57 年 3 月 27 日 村道認定
- ・林道 四阿屋線 : 中部山岳地域森林計画に記載

[施設の種類 (事業区域) 実施主体]

- ・ 村 道 (筑北村) 筑北村

- ・ 林 道 (筑北村) 筑北村

[事業期間]

- ・ 村 道 (平成 19 年度～23 年度)
- ・ 林 道 (平成 19 年度～23 年度)

[整備量及び事業費]

- ・ 村 道 2.6Km 林 道 1.32Km
- ・ 総事業費 658,500 千円 (うち交付金 329,250 千円)
- 村道 562,000 千円 (うち交付金 281,000 千円)
- 林道 96,500 千円 (うち交付金 48,250 千円)

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「小さくてもキラリと光る”村づくり」を達成するために、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

① 地域生活基盤施設 防災無線デジタル化事業

旧 3 村の防災無線の周波数が違い統一的な広報や、非常時の防災活動に使用する無線機も統一できないため、統一的な防災無線のデジタル化を進め、村全域での無線通信を可能とし、安心して生活できる基盤を整える。

事業年度 平成 21～23 年度 (新規)

② 若者村営住宅整備

村の活気は、イベント開催の原動力ともなる若者定住からと考えられるため都市型機能を備えた若者定住促進住宅の整備を図る。

事業年度 平成 21～23 年度 (新規)

③ 坂北地区 福寿草まつり 事業年度 毎年 (継続)

④ 坂井地区 湯の華桜祭り 事業年度 毎年 (継続)

⑤ 筑北村全域 サイクリングロードレース大会(三山登山オリエンテーリング)

アルプスの眺望ができる林道四阿屋線を活用したサイクリングロードレース大会の開催や、三山(四阿屋山・岩殿山・冠着山)登山を兼ねたオリエンテーリングの開催により宿泊型滞在者の観光誘客を推進し、地域の活性化を図る。

事業年度 平成 23 年度～ (新規)

⑥ 坂井地区 ほたる祭り 事業年度 毎年 (継続)

⑦ 筑北村全域 ふるさとの夏祭り 事業年度 毎年 (新規)

⑧ 坂井地区 新そば祭り 事業年度 毎年 (継続)

⑨ 筑北村全体 秋の収穫祭 事業年度 毎年 (継続)

6. 計画期間

平成 19 年度～平成 23 年度

7. 目標達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標については、本計画期間終了後に必要な調査を行い、達成状況の評価を村広報誌で公表するとともに、改善すべき事項の検討等を行う。

また、**4**で示した目標数値等については、評価の指標とします。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし